

令和6年度南富良野大乗会福祉・介護職員処遇改善加算の支給概要

1. 福祉・介護職員等の処遇改善について

福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」について、現行の加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせ、新たな「処遇改善加算」として一本化される。(令和6年6月から)

【算定要件】

- ・新区分（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)
- ・新区分のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金(基本給若しくは毎月支払われる手当)の改善に充てることを要件とする。

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字		新加算の趣旨
新加算(福祉・介護職員等処遇改善加算)	Ⅰ ・新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(介護福祉士25%以上等)	事業所内の経験・技能のある職員を充実
	Ⅱ ・新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・職場環境の更なる改善、見える化【見直し】(令和7年度) ・グループごとの配分ルール【撤廃】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
	Ⅲ ・新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・資格や勤続年数に応じた昇給の仕組みの整備	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
	Ⅳ ・新加算(Ⅳ)の1/2以上を月額賃金で配分 ・職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】(令和7年度) ・賃金体系等の整備及び研修の実施等	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

【処遇改善加算取得区分】

からまつ園	こざくら園	GHぴあ	なんぷ〜香房	ふくしあ	一味園
新加算Ⅰ 生活介護 10.1% 施設入所支援 15.9% 短期入所 15.9%	新加算Ⅰ 生活介護 10.1% 施設入所支援 15.9% 短期入所 15.9%	新加算Ⅰ 共同生活援助 14.7%	新加算Ⅰ 就労継続支援B型 9.3%	新加算Ⅰ 介護福祉施設サービス 14.0%	新加算Ⅰ 介護福祉施設サービス 14.0%

【賃金改善を行う具体的な取組内容(配分におけるルール)】

区分を3段階に分け、特に経験・技能のある職員に重点的に支給する。

・取得要件1(資格取得)

障がいサービス	介護サービス
介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、サービス管理責任者、サービス提供責任者	介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士

・取得要件2(経験年数)

障がい・介護共通	経験年数10年以上(当法人以外で同業種の経験がある場合は経験年数に含める。)
-----------------	--

・配給区分

- 生活支援員・介護員 ⇒ 区分②
うち、取得要件1(資格)及び取得要件2(経験)を有する職員 ⇒ 区分①
- 看護師・介護支援専門員 ⇒ 区分②
- 管理者・事務員・栄養士・その他職員 ⇒ 区分③
うち、取得要件1(資格)及び取得要件2(経験)を有する職員 ⇒ 区分②

